

「吉田清治証言」の再検証—史実との相違、語りの背景、失敗の教訓

外村 大

0、「吉田清治証言」の問題化と議論の現状

慰安婦問題をめぐるこれまでの議論を振り返る際、おそらく吉田清治の著作や彼が語ったことをまったく無視するわけにはいかないだろう。周知のように、1990年代以降、慰安婦への謝罪や補償の問題がクローズアップされるようになった。そのなかで、慰安婦にする朝鮮人女性を強制連行したとする自己の体験を盛り込んだ吉田清治の著作が、当初、しばしば参照され、注目されていた。しかし、歴史研究者の秦郁彦は、吉田清治が著作で語っていることに疑義を持ち、彼が「慰安婦狩り」を行ったとする済州島での住民からの聞き取り調査を行った。それを踏まえて秦は、1992年4月、吉田清治のいう済州島での「慰安婦狩り」は事実ではないとする文章を発表した（『産経新聞』1992年4月30日付、その後、秦郁彦『慰安婦と戦場の性』新潮社、1999年、などでも吉田清治について触れている）。これ以降、吉田清治の著作の内容の信憑性は疑われだし、以後、慰安婦問題を論じる際に、吉田清治の証言が持ち出されることは少なくなっていく。

2000年代に入るといったん、慰安婦問題自体に対する社会的関心が薄らいでいき、吉田清治の証言が議論されることもほとんどなくなっていた。しかし、2011年の韓国憲法裁判所の判決（元慰安婦の賠償請求のために韓国政府が努力していないことを違憲とした）などを背景に、韓国政府が慰安婦問題の解決を求める積極的な姿勢を示すようになると、日本社会でも再び慰安婦問題への注目が高まった。そうしたなかで、日本の加害の歴史、女性に対する人権侵害の事実を直視しようとしないうる右派言論人らは、“吉田清治によって慰安婦の強制連行という虚偽が広められた”“吉田清治の証言に依拠して、朝日新聞がありもしない慰安婦の強制連行を報道した”といった主張を行い、これを広めた。

こうした状況のなかで、朝日新聞は、2014年8月5日に、吉田清治の著作に書かれた慰安婦の動員についての検証記事を掲載した。それは、吉田のいう、済州島での慰安婦強制連行は信頼できないとの結論を下し、そのうえで、吉田清治の著作に依拠して書かれている過去の自社の記事を取り消すことを表明したものであった。

このことは社会的に大きく注目されることとなった。そして右派のマスコミでは、“朝日新聞の捏造記事によって慰安婦強制連行という嘘が伝わり日本の名誉が傷つけられた”といった攻撃を全面的に展開した。しかも、その後、このような右派の主張は日本政府外務省関係者などにも取り入れられるようになった。また、吉田清治の長男も自分の父親が議論の対象となっていることに反応した。吉田清治が1983年に韓国に建立した、朝鮮人強制連行の「謝罪碑」を撤去する意向を示したのである。これは、自分の父親の語ったことが虚偽であったならば、日韓両国の人びとに迷惑をかけるとの認識からであった。その経緯については、大高未貴『父の謝罪碑を撤去します 慰安婦問題の原点』長男の独白』産経新聞出版、2017年6月、がまとめている。

これに対して、元慰安婦を支援してきた市民団体等は、そもそも吉田清治の著作のみに依拠して被害の実状、日本政府との関係等について議論してきたわけではないこと、吉田清治が注目された時期は、慰安婦をめぐる歴史研究の蓄積が十分でなく、朝日新聞に限らず、他社も含めて今日から見れば誤りないし確証を得られないことの報道があったこと等を指摘し、右派や日本政府の主張に反論している。つまり、吉田清治が語ったことはそう重要では

ないという見解と言えるだろう。したがって、元慰安婦支援に取り組む市民団体や個人の間で、吉田清治が語ったことの真偽の判断、評価を明確に示すことは、(その必要を感じないためか) あまりないようである。

だが、一方で「吉田清治証言」が虚偽ではないという見解も発表されている。生前の吉田清治にインタビューを行った経験を持つジャーナリストの今田真人による論著がそれである。今田は、前述の朝日新聞の記事を批判し、自身が行った吉田清治のインタビュー記録を公開するとともに、吉田清治が語ったことの正しさは公文書等からも裏付けられるとの内容の論著を発表している(『緊急出版 吉田証言は生きている』共栄書房、2015年、や『極秘公文書と慰安婦強制連行 外務省史料館等からの発見資料』三一書房、2018年など)。そして、今田真人は、吉田清治の証言の信憑性を否定した朝日新聞の検証記事の根拠は薄弱であり、その後も、歴史研究者による検証が発表されていないことを批判している。

このように吉田清治の証言の真偽についての結論は、まだ下されていないと見る人もいるようである。だが、吉田清治の証言に依拠してあれこれを論じることは、慰安婦の動員をめぐる歴史研究の進展に寄与することはなく、混乱を招くだけである。なぜならば、吉田清治の証言は、事実を語っていない部分を多く含んでおり、史実の解明のために参考となるようなものではないからである。

しかし、今田真人が批判しているように、これまで吉田清治の証言のどこがどのように信頼できないかについての、歴史学者による綿密な検討、見解の提示はなされてこなかった。これは確かに問題であり、歴史研究者は見解を表明する必要がある。そして、これは筆者にとっては義務かも知れない。というのは、筆者は、前述の朝日新聞による吉田清治の証言に関する検証記事と無関係ではないためである。すなわち、この検証記事を担当した記者の取材に応じており、筆者の見解は「戦時中の朝鮮半島の動員に詳しい外村大・東京大准教授は、吉田氏が所属していたという労務報国会は厚生省と内務省の指示で作られた組織だとし、『指揮系統からして軍が動員命令を出すことも、職員が直接朝鮮に出向くことも考えづらい』と話す」という記事中の一文となっている。しかし、この一文では、吉田清治の証言がなぜ、どのように信頼できないかの十分な説明にはなっていない。

そこで、以下では、あらためて、吉田清治が語ったことについて検討し、疑問となる部分、矛盾している点等を整理して提示していく。そのうえで、吉田清治の証言と同時代の状況との関係についても分析し、そこから朝鮮人の戦時動員や慰安婦の歴史を論じる際に注意すべきことを述べることにしたい。

なお、これまで吉田清治が語ったことについて問題となってきたのは、主として、「済州島での慰安婦狩り」である。朝日新聞の記事取り消しもこれに関連したものであった。これが記されているのは、吉田清治が1983年に刊行した著書であるが、しかし、吉田はそれ以前の1977年にも、著書を出している。また、それ以外にも、いくつか吉田が語ったことが記録として残されている。本稿では、筆者が確認できたそうした吉田が自身の行為として語ったこと、記述したことのすべてを「吉田清治証言」とし、それを分析の対象とする。

1、複数の「吉田清治証言」とその基礎情報

では、「吉田清治証言」には、どのようなものがあるだろうか。それについて、記録がどのようにまとめられたかも含めて、古いもの(インタビューや講演録等では吉田が語った時

点を、それ以外は発表された時点を基準として) から示せば以下のとおりである。

まず、1963年8月23日号の『週刊朝日』に掲載された、同誌が募集した手記「私の8月15日」の選評で、吉田清治の文章が部分的に紹介されている(吉田清治の名前ではなく、吉田東司という名前となっているが、吉田清治と同一人物であることは、秦郁彦らがすでに指摘している)。「」で括っている部分は、400字に満たず、記者が内容をまとめて地の文にしているものも含めても500字程度であるが、吉田清治が公表した文章として現在目にできるものとしては、もっとも古いものであり、その意味では貴重である。以下ではこれをAと表記する。

次に、吉田清治の名前で上梓した『朝鮮人慰安婦と日本人』がある。版元は新人物往来社で発行日は1977年3月1日である。この本のうちの、吉田による文章を、以下、Bと表記する。

これに続く吉田清治の著作としては、三一書房から、1983年7月31日に発行された『朝鮮人強制連行 私の戦争犯罪』がある。この著作には、講演記録も収録されている。それは、『The People』という新聞(ミニコミ紙?)の1982年6月29日付のものを転載したとされており、「いま朝鮮の統一と在日は—6・18日本と朝鮮の戦前・戦後を考える文化の夕べ」大阪府立ピロティホールでの講演、との説明もある。おそらく、1982年6月18日に行った市民団体主催の集会の講演の記録であろう。これを以下ではCとする。

この頃より市民運動団体にも注目されるようになっていた吉田清治は、サハリン残留韓国人について日本政府の責任を問う裁判での原告側証人となっている。証言を行ったのは1982年11月30日で、その記録があり、これをDとする。これは吉田が法廷で語った言葉を速記者が起こしたものであり、吉田が見て修正を加える等のことは行っていない。

おそらく同じ記事に執筆、刊行を準備していたのが、前述の『朝鮮人強制連行 私の戦争犯罪』である。この本のうち、Cを除く、吉田清治の書下ろし部分をEとする。

さらに一般の人の目に触れにくいものではあるが、市民団体のまとめた吉田清治の集会記録がある。『吉田清治さん証言会』実行委員会の編集による、『葬られた日本史 朝鮮人強制連行を語る 1988.1.15.16 吉田清治さん証言会の記録』がそれである。『吉田清治さん証言会』実行委員会は、カトリック教会を気付とする、在日朝鮮人の人権問題に取り組む団体を連絡先としている。タイトルからわかるように1988年1月15日と同16日の2日間の講演記録である。これをFと表記する。ただし、15日と16日の証言は一言一句同じというわけではないので、必要に応じて15日の記録をF1、16日の記録をF2と記すことにする。

以上のほかに、今田真人による吉田清治のインタビューがある。これは、1993年10月4日、同10月18日に行われており、今田真人『緊急出版 吉田証言は生きている』共栄書房、2015年に収録されている。これについてはGとする。

2、労務報国会の組織と事業の概要

A～Gのそれぞれで吉田が語っていることは微妙に異なり、矛盾すらある。ただし、彼が労務報国会の一員であったことは、A～Gのすべてで述べられている。彼の長男も吉田から労務報国会での仕事のことを聞いており、労務報国会との関りは確実である。

では労務報国会とはどのような団体なのだろうか。簡単に説明すれば、土建、港湾、炭鉱

労働に労務供給業者を通じて就労する者、日雇労働者などを組織し、総力戦遂行のための労務統制を行った団体である。ただし、「吉田清治証言」が事実にとりだけ基づくかを考えていくためには、より詳しい説明が必要だろう。労務報国会については、同時代に作成された資料として、大日本労務報国会『大日本労務報国会要覧』1943年（原本は国立国会図書館などが所蔵。吉田の両方の著書に資料として付されている）のほかに、大日本労務報国会『労務報国会の組織とその運営』出版年不明、などが今日残されている。また、戦後にまとめられた、翼賛国民運動史刊行会編『翼賛国民運動史』1954年、での労務報国会の項目もその活動を簡潔に伝えている。これらをもとに、労務報国会と当時の行政当局との関係、会員の範囲と取扱う事業の内容等を整理して示せば次のようである。

1930年代末以降、日本国内では総力戦遂行を下支えするため、各種団体が作られた。そのなかで、常用の工場労働者などは大日本産業報国会として統合が進んだが、日雇労働者や飯場に親方に統率されながら様々な現場の肉体労働に従事する人びとは統制の外に置かれた。だが、これらの人びとは、重要な土工工事、物資の輸送など生産活動の根幹にかかわる存在でもあった。

そのことから、これらの人びとの統制が国策上の課題となり、政府主導で組織整備が始まる。すなわち、1942年9月30日付の厚生次官及び内務次官より道府県長官宛の通牒「労務報国会設立に関する件」が出され、地方レベルでの組織＝道府県労務報国会の整備が進められたのである。そして、翌年6月2日には、各道府県労務報国会を会員とする全国組織としての大日本労務報国会が発足している。同会の経費については多額の国庫からの補助を得ており、主要な幹部は地方行政当局の幹部が兼任（トップの道府県労務報国会会長はその知事）するなど、いわゆる半官半民の団体である。そして、当時、職域、年齢や性別ごとに組織された半官半民団体と同様に、大政翼賛会の傘下組織の一つにもなっていた。

道府県労務報国会の会員は、1942年9月30日付厚生次官及び内務次官通牒において「土木建築業、交通運輸業、工業又は鉱業における日傭労務関係者」とされた。ここでの交通運輸業における日傭労務関係者とは港湾荷役労働者など、工業又は鉱業における日傭労務関係者とは、材料等の運搬その他の仕事を担う人びとなどである。要するに、肉体を酷使する労働の担い手である。そして、関係者＝会員は二つに区分されている。「労務供給業者」と「日傭労務者を使用する作業請負業者」つまり上に立って労働者を差配する側（親方と呼ばれることが多かった）と「労務供給業者の所属労務者及作業請負業者の使用労務者」言い換えれば、配下の労働者である。前者が甲種会員、後者が乙種会員と呼称されていた。なお、ここで言う「労務供給業者」とは、1938年4月1日公布、同年7月1日施行の職業紹介法第8条およびその関連規則等に基づき、許可を得て行う労務供給事業を行う者である。そして労務供給業には、「女中」や看護婦等を扱う業者もいたが、前記通牒に記されている通り、道府県労務報国会に組織されたのは、土木建築業、交通運輸業、工業又は鉱業における日傭労務関係者とあるから、それらは除外される。その後、1943年10月1日付厚生次官・内務次官より各庁府県長官宛通牒「労務報国会の組織整備に関する件」によって、会員の範囲は、労務供給業の職員、土木建築業、交通運輸業（旅客運輸を除く）に属する元請け業者および職員ならびに常傭労務者にも広がったが、肉体を酷使する労働の担い手とその関係者という基本は変化していない。

このような労務報国会に組織された人びとの数は、1944年9月末時点で215万0237人

を数えた。このうち甲種会員は26万5838人、乙種会員は188万4399人、さらに乙種会員の男女別の数を示すと、男子175万2905人、女子が13万1494人となっている。なお、女子の乙種会員は、ヨイトマケと呼ばれた地固めや、工場の雑役と呼ばれた清掃や補助的な作業で賃金を得る仕事のほか、一部の地方に限られるが港湾労働に就いていた女性労働者がいたことによっている。

これらの人びとを組織した労務報国会の重要な事業は、日傭労働市場での賃金高騰を抑え、国家にとって適切な労働配置を進めることにあった。大日本労務報国会会則第3条は「日傭労働者の適正なる配置を図り勤労働員の完遂を期すことを以て目的とす」とうたっていた。「適正なる労働配置」は、言い換えれば、労務供給業者や元請業者による自由な日雇労働者の雇入れを禁じるということである。これらの業者は労務報国会に組織され、日雇労働者の雇入れは、労務報国会を通じてそれを行うこととなった。そして、国家にとって重要な工事等に優先的に人を確保し、賃金などの労働条件も高騰しないようにコントロールできるようにしたのである。

また、道府県労務報国会支部（町村単位の組織）において、労務報国会勤労挺身隊が編成され、災害の復旧、国防上緊急を要する土木建築工事、作戦に影響を及ぼす輸送等において必要時に出勤させる体制も作られていた。これは、「勤労挺身隊」という名称ではあるがもちろん、女子挺身勤労令に基づく女子挺身隊ではない（そもそも、女子挺身勤労令は1944年8月23日に公布施行されており、この時点で同令に依拠する女子挺身隊の編成は不可能である）。これは大政翼賛会の指導で、職域、地域ごとに整備された「勤労報国隊」の一つに位置付けられ、それが（類似の熟語が並ぶのでややこしいが）××県労務報国会〇〇支部勤労挺身隊という名称を名乗っていたということである。法令との関係はないか、あったとしてもそれは国民勤労報国協力令に根拠を置いていたということになる（「勤労報国隊整備要綱」の「第八 其の他」では「勤労報国隊の運動は愛国運動に出ずるものなるも、其の勤労奉仕の期間、性質等に依りては国民勤労報国協力令に依らざる場合に於いても謝金及手当を受くるを得ること」とある。「勤労報国隊整備要綱」は工場管理研究会編『勤労報国隊と女子挺身隊』1944年、に所収）。

こうした道府県労務報国会の活動や運営は、最終的にはそのトップである会長＝道府県知事が責任を持っていた。労務報国会勤労挺身隊の出勤等を命ずる場合も、会長＝知事の命令によっている。より日常的な、市町村レベルでの労働配置の統制は、その地域の国民職業指導所（1938年の段階では職業紹介所という名称、その後、1941年よりこの名称となり、さらに、1944年からは国民勤労働員署となる）が指揮監督を行うとされていた。これは厚生大臣の管理する国の組織であったが、その指揮監督は、地方長官＝知事が行うこととなっていた（1938年6月29日勅令第450号職業紹介所官制）。

道府県のなかで、職業紹介、労働行政を担当する部署については、学務部職業課と警察部労政課であった。特に後者は、幅広い範囲の業務をカバーしていた。そして、山口県の場合、1942年11月、学務部職業課が警察部に移管されていた。要するに、警察が労務統制全般を担当することとなっており、労務報国会も警察が実質的に指導、運営していたのである。

3、労務報国会と朝鮮半島からの労働動員

では、労務報国会は、朝鮮半島からの労働者の動員の業務を何か担当していたのであろう

か。この点について、筆者は、無関係であると考えていた。しかし、今田真人は、思想国策協会『決戦下の国民運動』1944年に、「[大日本労務報国会の理事会において] 外地労務の移入幹旋を労報〔労務報国会〕が担当することになった」との記述があることを発見した(今田真人『極秘文書と慰安婦強制連行 外交史料館等からの発見資料』三一書房、2018年、36頁)。筆者も実際にそれを閲覧し、その記述があることを確認している。労務報国会が朝鮮半島からの労働者の動員に関りを持っていたことはこの記述から確実であり、これまでの筆者の認識は誤りであった。2014年8月5日の朝日新聞記事での筆者のコメントで、労務報国会の職員が朝鮮に赴くことはないとした点も間違いである。

ただし、ここで問題となるのは、「外地労務の移入幹旋を労報が担当することになった」という際の、「担当する」業務内容が何を意味しているのかという点である。今田はこの点を説明していない。これは当時、朝鮮での労務動員の制度がどのようなものであったかを踏まえて考える必要がある。それについて説明すれば次のようになる。

「外地労務の移入幹旋」とは、日本政府が決定した動員計画に基づき、朝鮮半島で要員を確保して日本内地の事業所に配置することを意味する。当時、この語の意味内容がそうであることは常識である。その際の要員確保は、1942年2月以降は、朝鮮総督府の「朝鮮人内地移入幹旋要綱」に基づく、いわゆる官幹旋という方式で行われ、1944年9月からは、国民徴用令に基づく徴用の手続きによる動員も進められた。このうち、徴用の場合は朝鮮総督府が徴用されるべき者を選定し、彼らを取りまとめて釜山港等で雇用されるべき事業所の職員に引継ぐので、要員確保における日本内地側の事業所や団体の関与はほとんどない。

一方、官幹旋では、朝鮮人を雇用すべき日本内地側事業所や「関係産業団体職員」が、自らが雇用する者を、朝鮮に派遣し「官庁の労務協力幹旋」への協力を行わせた。これは労務補導員と称され、「労務補導員は官庁の指揮監督を承け労務者の選定に協力すべき」存在とされた(朝鮮総督府「朝鮮人内地移入幹旋要綱」)。また、朝鮮人を雇用しようとする日本内地側の事業主と朝鮮総督府との連絡のため、事業主の所属する関係産業団体はその職員を朝鮮に駐在させて、事務手続きの代行等を行いうることとなっていた(朝鮮総督府「朝鮮人内地移入幹旋要綱」)。

これらのことを踏まえると、「外地労務の移入幹旋を担当することになった」という言葉の意味は、おそらく、労務報国会が、「関係産業団体」として、朝鮮に職員を常駐させて、動員のための事務手続きを行うということや、労務報国会の会員である事業主が朝鮮人労働者の要員確保を行おうとする際に、その職員を労務補導員として派遣する、ということであると理解できる。なお、朝鮮に職員を駐在させている関係産業団体としては、実際に鉄鋼統制会事例が確認できる。

ただし、実際に、労務報国会が朝鮮に職員を常駐させたり、その職員を労務補導員として朝鮮総督府が行う官幹旋に協力させたりしたかについては、不明である。前述のように「外地労務の移入幹旋を労報が担当することになった」と記している著書は、1944年に刊行(月日は不明)されている。1944年9月以降は、朝鮮半島での日本内地行きの労働者も徴用での要員確保を行うようになり、労務報国会と朝鮮側との間での協力や事務調整は不要になった可能性もある。付言すれば労務報国会が朝鮮に職員を派遣した等のことを記した史料は確認できない(そもそも戦争末期についての史料は少ないことも考慮する必要がある)。

なお、労務報国会が朝鮮半島での労務動員の動員に具体的に関与したとしても、それはあ

くまで朝鮮総督府が定めた「朝鮮人内地移入斡旋要綱」に即して、業務を遂行したであろうことにも注意しておく必要がある。そこでは、あくまで動員すべき人員は朝鮮総督府の末端行政機構が選定することになっていた（その場合、駐在所の警官らも協力した）。また、労務補導員として派遣されるのは、「斡旋申請人員」＝動員すべき人数 100 人に付き 2 人であった。動員の割り当ては 1 つの面（面は日本の村にあたる行政単位）から 50 名程度なので、だいたい、1 つの面に 1 人の労務補導員が派遣されて、面職員らとともに、要員確保の業務にあたったということになる。

4、労務報国会と慰安婦の動員との関係

次に労務報国会の組織や事業と慰安婦の動員との関係を述べておく。そのためには、慰安婦という存在が戦時下に日本政府が行った法制度のもとでの動員、労働力統制のなかでどのように位置づけられていたかから述べる必要がある。

まず確認すべき点として、各種動員の根本法である国家総動員法と慰安婦はなんらの関係もないことがある。国家総動員法では、第 4 条において、国が帝国臣民を徴用して総動員業務に就かせることを、同法第 5 条では、国が帝国臣民を総動員業務に協力させることができる」と定めている。そして総動員業務が何であるかは同法の第 3 条に列挙されているが、そこには「兵士の慰安」やその類の業務は記されていない。したがって国家総動員法の第 4 条に基づく国民徴用令や、第 5 条に基づく国民勤労報国協力令、女子挺身勤労令等を根拠に、慰安婦を集め、慰安所に送り込むことは不可能である。

また、慰安婦は、慰安所が合法的に経営され、そこで仕事をしているという建前のもとでは、芸妓、娼妓、酌婦ということになる。そうであるとなるとこれらの職業の女性の募集や紹介周旋は、職業紹介法（日本内地に施行）や朝鮮職業紹介令（朝鮮で施行）が規定する、民間人による労務供給業や労働者募集とは無関係である。芸妓、娼妓、酌婦の募集や紹介周旋については、これらの法ではなく、各府県（朝鮮では各道）の警察部の取締規則に依って許可を受けた業者が、その規定のもとでのみ行いうることになっていた。そして、労務供給業者は芸妓、娼妓、酌婦の募集や紹介周旋を兼業することはできないとされていた（木村忠二郎『民営職業紹介事業労務供給事業労働者の募集関係法令解説』職業協会、1939 年、156 頁）。

この点について、吉田清治の証言の真実性を主張する今田真人は、まったくの誤解によって議論を進めている。今田は『「労務供給業者」とは戦前、若い女性を遊廓などに売り飛ばしたことで有名な『女衞』や『手配師』、『周旋業者』などのことも指す』と記しているのである。だが、法的用語としての「労務供給業者」は、売春を強いるために女性を集める「女衞」や「手配師」、「周旋業者」ではない。前述のように「労務供給業者」はむしろ、そうした仕事への関与を法律的に厳に禁じられていた人びとであった。

さらに、今田は、朝鮮職業紹介令施行規則では、芸妓、娼妓、酌婦などの周旋を禁じているが、1940 年 1 月 27 日付の朝鮮総督府内務・警務局長通牒「朝鮮職業紹介令施行に関する件」においてそれを可能としていた、と述べている（今田真人『極秘公文書と慰安婦強制連行』三一書房、2018 年、24 頁）。そのことで、朝鮮職業紹介令によって、慰安婦を集めることができた、というのであるが、これも史料の読み方が間違っている（今田自身も、法令の内容を通牒が否定しているのはおかしい、ということまでは気付き、その点に言及して

いるのであるが、それを無視した解釈を行っており、残念である)。「朝鮮職業紹介令施行に関する件」で記されているのは、「芸妓、娼妓、酌婦若くは之に類するものの周旋業…を為す者」であっても、当局が支障なしと認めたならば、「募集従事者」となることを許可する、ということである。ここで言う「募集従事者」とは、朝鮮職業紹介令第5条と朝鮮職業紹介令施行規則の第4章第38～59条で規定されている「労務者の募集」に従事する者(＝労務者の募集を命じる者とは別に業務を担当する者。ただし両者が同一人物であってもかまわない)である。そこでいう「労務者の募集」とは「職工、鉱夫、漁夫、土工夫其の他人夫の募集」、わかりやすく言えば男性の肉体労働者に限定されている。つまり、前述の通牒で今田が言及している部分の意味するところは、芸妓、娼妓、酌婦の周旋業を行っている者でも、こうした男の肉体労働者を募集することは、許可があれば可能となる、ということであり、朝鮮職業紹介令に基づいて、芸妓、娼妓、酌婦の募集を行いうる、ということではない。付け加えれば、日本内地の職業紹介法、同規則でも「労務者の募集」を定めた部分があり、これも、やはり募集の対象は「職工、鉱夫、漁夫、土工夫其の他人夫」で、芸妓、娼妓、酌婦等とは無関係である。

このほか、今田は労務報国会勤労挺身隊の整備がすすめられたことから、『挺身隊』の名で『慰安婦』を動員できるようになっていた」とも述べている(今田真人『極秘公文書と慰安婦強制連行』三一書房、2018年、28頁)。しかし、その解釈も成り立たない。労務報国会勤労挺身隊の趣旨は「土木建築並運輸事業等に於ける労務の非常動員に協力し、特に国家の緊急施策並空襲天災地変等の発生に際し直ちに動員配備につき危険困難な情勢のもとに挺身活動し労務報国会員たる職分の完遂を期する」というものである(1942年10月6日付、厚生省労働局労政課長等から各道府県警察部長等宛「道府県労務報国会の組織並事業等に関する件」に含まれる「勤労挺身隊整備要綱」)。あくまで、土建、運輸等であり、労務報国会の会員、事業中に慰安婦、慰安所の運営等は含まれていないわけであるから、「労務報国会の職分」とそれは無関係である。もちろん、労務報国会勤労挺身隊は、軍の要請を受けての出動を行うこともある(軍の命令ではなく、あくまで軍の要請であり、出動を命じるのは、道府県労務報国会会長である)。しかしそれは、「空襲其の他不時の災害の復旧又は国防上緊急を要する土木建築工事、或は作戦に影響を及ぼすが如き物資の輸送等」に限定されると見るべきである(大日本労務報国会『労務報国会の組織とその運営』、23頁)。付言すれば、労務報国会勤労挺身隊の隊員は当然ながら労務報国会会員の中から選抜される(「勤労挺身隊整備要綱」に「本会員を以て組織せる勤労報国隊員中緊急の需要に応じ直に出動可能なる精鋭の士を結集して勤労挺身隊を組織整備」するとある)。前述のように労務報国会の中には女性も含まれているが、その具体的な職種は、ヨイトマケや港湾労働者、工場の「雑役」などであって、労務報国会会員の中に、芸妓、娼妓、酌婦はいない。したがって労務報国会会員から「慰安婦」たる「挺身隊」を組織することはできない。

以上のように、少なくとも現在、見ることでできる、労務報国会に関わる各種の公文書や内部の文字史料からは、慰安婦の動員に労務報国会が組織として関わったことを示すものはない。むしろ、労務報国会は、慰安婦とは無関係というだけでなく、組織の原理原則から考えてそこには関係し得なかったことがわかる。

5、労務報国会における吉田の地位と職務

吉田の経歴については謎が多いが、労務報国会で仕事をしてきたことについては、確実のようである。しかしその中の職位がどのようなものであったかという点については、必ずしも明確ではない。「吉田清治証言」のなかでもその点の説明が一貫していないためである。

まず、A では、「山口県労務報国会動員部長」であったとしている。A は「私の 8 月 15 日」というタイトルで募集された懸賞の原稿であるので、日本敗戦直前までには県の動員部長に就いていた、ということになる。これに対して、最初の著書である B では、県労務報国会動員部長になったとの話はない。1942 年に山口県労務報国会下関支部に就職し、その動員部長に任ぜられ、朝鮮半島に動員業務で出かけたことのほかは、概ね下関のなかの活動を記しているにとどまる。C と D でも「下関地区」の最高責任者、動員部長、労務報国会の下関事務局動員部長という説明で、県レベルの動員部長であったとは言っていない。これに対して、E では、下関労務報国会の動員部長で、後に県労務報国会の動員部長も兼任していた、という説明となる。ただし、B～E では 1945 年の話はなされていない。以上の A～E を総合して考えると、1944 年までは山口県労務報国会下関支部の動員部長であり、1944 年のある時期以降から、県労務報国会動員部長にもなっていたということであれば、納得がいく。

ところが、F の説明はそうではない。F 1 は日本に戻ってきた 1942 年に「特高に呼び出され…山口県の『労務報国会』が来月結成されるから、その動員部長になれという署長命令を受け、その職についた」、F 2 では「昭和 17 年〔1942 年〕、山口県全体の『労務報国会動員部長』という辞令が出て」仕事をしたと述べている。この文章は、1942 年当時から県の動員部長となっていた、と述べたものと解釈される。G について見れば、時期は不明ながら「県の労務報国会動員部長という辞令」が出たこと、130 円という当時破格の給料をもらっていたことが語られているが、下関支部動員部長という言葉はない。

もちろん、講演会ではつい話が大きくなるとか、細部の記憶を間違えるということもありうる。なので、F 1 と F 2 は間違いで、当初は下関支部動員部長、後に県労務報国会動員部長となったというのが事実というようにも考えることはできないわけではない。だが、吉田が県レベルの「動員部長」という職に就いていたというのは虚偽である可能性が高い。

道府県労務報国会の組織、役員等がどのようなべきかは、1942 年 9 月 30 日付厚生省労働局長及厚生省職業局長より道府県長宛通牒「道府県労務報国会の組織並事業等に関する件」で指示されている。それには、「動員部長」という語はないが、事務機構として「動員部」が置かれるべきこと、「動員部」は「常任理事たる職業行政主管課長之を主宰することとし主として労務者の適正配置に関する事項を掌ること」との文言がある。そして、「理事」については、「労務報国会関係者及関係官庁職員中より会長之を委嘱すること但し労働行政主管課長、職業行政主管課長を常任とすること」とある。これらの規定からは、「山口県労務報国会動員部長」に就くのは、常任理事である山口県の職業紹介行政主管課長ということになる。しかし、吉田清治が県職員でしかも課長にまでなっていたというような史料や証言は皆無である。G でいう給与も県から支給されていたという意味には読み取れない。したがって吉田が山口県労務報国会動員部長であったとは考えられない。

では、吉田は下関支部での動員部長であったのだろうか。この点を十分に検証しうる史料は確認できない。ただし、そうであるならば、もう少し吉田の証言は違った内容のものにな

っていてしかるべきなのではないかという疑問がある。下関レベルであれ、労務報国会の動員部長という職は、半官半民団体の中間管理職という存在であったはずである。その職に就く者は、組織内部の企画調整等の業務も多く担当し、そのためには関連法令等についての細かく精通していることが求められる。だが、吉田が語っているのは、ほとんどが上からの指令を受けて、暴力的な動員を行ったという体験のみである。しかも、後述のように吉田は関連法令についての正確な理解の持ち主ではなかった。この点から、吉田が下関レベルでも労務報国会の動員部長ではなかったという推測が成り立つ。

なお、吉田は、山口県労務報国会の職員 500 人と山口県中の警察署員を自由に使って朝鮮人徴用を行った（F 1）、部下が 40 人いた（C）という証言も行っている。たとえ県ないし下関支部の動員部長だったとしても中間管理職に過ぎない立場の者が 1 人でなぜそうした権限を持ちえたのか、これも大きな疑問である。

6、徴用への理解の欠如と奇妙な説明

戦時下の各種の労務動員は様々な法に基づいて行われており、その制度は複雑である。当時の日本帝国臣民の間でもそれについて誰もが十分な理解を持っていたわけでは決してないが（現代日本の国の制度でも、国民全員がなんとなくは知っているが、細かいことを知っているのは一部の人だけというものはいくらでもある。例えば、年金制度について見れば、それと無縁の者はいないが、法令と照らし合わせて正しい説明ができる者はむしろ少ないだろう）、労務動員を行う側は、法制度を理解しておくことが必要となる。ところが、労務報国会動員部長であったという吉田清治による労務動員についての説明には、関連する法制度をもともと理解していなかったのではないかと思わせる記述が目立つ。この項ではそのうち、徴用についての誤った認識とそのため生じた奇妙な説明について述べておく。

「徴用」という日本語は、国家が国民にある仕事を行うように命令することという意味であり、しばしば戦時下に何か上から言われて国策協力として働いたことがすべて「徴用」と表現されることがある。しかし、戦時下の行政用語としての「徴用」は、国家総動員法第 4 条にいう徴用であり、その手続きなどは、国民徴用令等の勅令で定められていた。それについて重要な点を説明しておけば、まず、徴用を命じる者は厚生大臣（朝鮮においては朝鮮総督）、その解除や内容の変更もやはり厚生大臣（朝鮮では朝鮮総督）である。徴用されるべき者は、時期によっても異なるが、日本内地の場合、国民登録を行っている一定年齢層の者が対象となる。日本内地の場合、徴用で労働力を充足すべき必要が生じた場合、そのなかから国民勤労働員署で選考を行い、厚生大臣の決定を経て、対象となった者の徴用が行われる。その通知は、徴用令書をもって本人に伝えられる。徴用令書は地方長官（道府県知事。ただし東京都の場合は警視総監で、朝鮮の場合、各道の知事）の名前で発せられ、そこには従事すべき事業所の場所、従事すべき総動員業務の種類、徴用の期間等が記されていた。

このように厳格な手続きが取られたのは、徴用という制度が、国家の意思で、国家が責任をもってその国民の自由を制限して使役する重大な行為だからである。そしてその重大性は徴兵に準じるものであり、徴用されて総動員業務に就くのは、徴兵検査を受けた者が兵役に就くことに準じる意義を持つとされた。したがって、当時の日本帝国の公式の価値観では、それは名誉なことであり、徴用された者は、兵士に準じる敬うべき存在であった。実際に、ある時期からは、徴用された人びとに敬意の念を込めた「応徴士」という語が作られ、公的

に用いられるようになっている。

もちろん、一兵卒は軍隊内部では人間らしい扱いはされず、徴用された労働者も周囲から軽んじられ、暴力的な労務管理のもとで働かされていたというのが現実である。ただし建前としてそのようであるがゆえに、徴用先として配置すべき民間の事業所は、応徴士にふさわしい労務管理を行う職場、職種と考えられていた。

そして、そのような法制度、政策のもとで、実は労務報国会と関係の深い職種のほとんどは徴用とは無関係であった。まず、港湾荷役について見れば、1944年10月頃までは、労働者の徴用は行われていない（蒲章「港湾荷役と『徴用のこころ』」『白樺』第1巻4号、1944年11月号、には「港湾運送に於いても、近く応徴戦士に依る敢闘を願ふことになる様であるが」との記述がある。ただし、軍需会社や軍需充足会社に指定された場合、その常備労働者は徴用されたと見なされる。そうしたケースはあったかもしれない）。炭鉱についても、日本人については徴用を行って新たに労働者を雇い入れたという事実は確認できない。ただし、炭鉱についても、1944年以降、主要なものは軍需会社に指定されてその常備労働者はやはり徴用されたと見なされることになる。そして、土木建築業について見れば、それはそもそも、国家総動員法制定時には総動員業務に指定されていなかったのである。もっとも国家総動員法施行とほぼ同時に別途の勅令（1939年7月5日、総動員業務指定令）が発せられて「軍事上必要なる土木建築に関する業務」が総動員業務に加えられてはいる。しかし、飛行場建設や軍事上必要な道路工事等を除く一般的な土木建築業は総動員業務ではなく、徴用による人の配置はできない。

そして、労務報国会会員たる労働者の大半は、日々雇われるものであり、あるいはせいぜい何週間かで一つの現場を移動することが多いという事情を考えると、徴用という制度とは関係を持ちえないことは明白である。徴用は厚生大臣が命ずるもので、都道府県知事が令書を本人に渡すという手続きをとる。早朝に集まって、今日の現場がどこであるか、誰のもとで働くかをそこで決める労務報国会会員たる労働者に対して、徴用令書を渡すことなどできるはずがない。

また、朝鮮半島にいる朝鮮人を動員して日本内地の事業所への配置にする場合でも、1944年9月までは徴用の手続きによることはなかった。1944年9月以降になって、ようやく国民徴用令に基づく動員が開始されることとなったのである。

したがって、労務報国会職員たる吉田清治が行う動員業務は、徴用の手続きとは無関係だったはずである。「吉田清治証言」のうちでもっとも早い時期のAでは、「私はそのころ山口県労務報国会動員部長をしていて、日雇労働者を狩り集めては、防空壕掘りや戦災地の復旧作業に送っていた」という記述となっており、徴用の語は用いていない（もっともAは、『週刊朝日』に掲載されて選評に引用された、吉田の文章の一部のみなので、この時点の吉田が“徴用で人を集めた”と言っていないことも断言できない）。

ところが、B以降は、国内の労務動員、朝鮮半島での労務動員、慰安婦とする人員の確保のいずれにおいても、徴用で人を集めた、あるいは集めた朝鮮人は徴用された者として登録されたという証言となる。しかもその際、法的手続きらしきものはないか、通常の手続きでは考えられない、法を無視した乱暴な方法で「徴用」を行っている。例えば、吉田は、下関の朝鮮人集住地で、朝鮮人の住宅を回り、そこで見つけた者から徴用する者を決め出頭令書を渡したことを記している（Bの71～97頁）。しかし、誰を徴用するかについて、労務報

国会の職員の決定権はない。国民登録を行っている者のうち、国民勤労働員署での選考を経て内定した者について、厚生大臣が徴用を命じ、県知事が通知することになっており、その手続きが必要である。同様の理由で、「狩り出し」によって朝鮮の村落で集めた男たち 20 人について、名前と年齢を調べてその場で「徴用名簿」を作成する（B 136 頁）といったことはありえない。さらには「徴用朝鮮人の受け渡しに…書類を作らなかった」「警察署では取得物の受け渡しよりもむぞうさに扱い、事務上の手続きなどはとらずに行っていた」（E 90 頁）という記述は、法令上の徴用手続きとして問題であるだけでなく、行政機構のいわば自傷行為とすら言える。もし本当にそうしたことが行われたならば、住民管理の根幹を毀損し植民地統治自体を困難にしたはずだからである。さらに、朝鮮からやって連絡船で下関に到着した「徴用鮮人」のうちから 20 人を分けてもらうという行為（B 97 頁）や徴用された人物のうち病人と高齢者について徴用解除をその場で行うといったこと（B 146 頁）も、労務報国会のたとえ動員部長であったとしてもなしうることではない。徴用内容（就くべき総動員業務、就労すべき事業所）の変更や徴用解除は、厚生大臣の承認を受けて初めてなしうることである。

このほか、58 歳の人物を徴用したという記述（B 89 頁）や徴用された朝鮮人が 3 カ月の徴用というはずなのに半年以上になっているという話（B 96 頁）も法制度、政策の実際と異なる。58 歳という年齢はさすがに徴用対象外であるし、一般的な徴用期間は 2 年であり、3 カ月程度の短期であれば、国民勤労報国協力令による総動員業務の協力という動員で対応することが可能だからである。当然ながら、「慰安婦徴用」（B 165 頁）、「慰安婦の徴用」（B 104 頁）といった書き方も問題である。すでに述べたように、総動員業務の中に「兵士の慰安」など慰安婦が行うような「業務」は書かれておらず、徴用して慰安婦とすることはできない。

さらに言えば、吉田清治は徴用の理解以前に、国家施策がどのような法体系のもとで行われるのかという点の理解すら不足していたのではないかという推測も成り立つ。例えば「帝国政府は、朝鮮半島の人的資源を国策として閣令・省令を発して、朝鮮人の『徴用』を行なうようになった」（E 10 頁）といった文章を吉田は記している。だが、閣令・省令は日本内地のみに適用されるものであり、朝鮮における同様のものは朝鮮総督府の出す府令である。そして、朝鮮での徴用は、あくまで朝鮮にも施行されている国家総動員法とその下位の法令である国民徴用令によっているといった程度のことは、行政施策の遂行に携わる者であれば常識だったのではないかと思われる。それらしい用語を使いながらも、正確な説明をなしえない吉田は政の運営、その法的根拠について体系的に学び、業務を通じて把握していく機会を持たなかった可能性が高い。

7、朝鮮からの動員での不可解な超法規性

吉田が法制度について理解がなかったのではないかと思われることは、徴用をめぐる部分にとどまらない。朝鮮半島からの日本内地への労務動員の法制度についても常識では理解できないような説明が散見されるのである。

一般的に知られている朝鮮半島からの日本内地への労務動員の展開とその法制度は次のようである。総力戦開始以前においても朝鮮からの労働力移動はあったが、「失業の輸出」というような日本内地における批判もあり、日本政府はそれを抑制する政策をとっていた。

しかし軍需生産の拡大のなかで一部の産業での人手不足が深刻となり、日本政府は、1939年以降、毎年、策定され閣議決定される労務動員計画・国民動員計画に計上された人員の枠の中での朝鮮人労働者の「集団移入」を決めた。

それを実施する上では次のような手続きが踏まれた。まず、労働者を朝鮮から「移入」しようとする企業等は、職業紹介所を通じ地方長官＝道府県知事に、必要な人員数、従事すべき事業等を記した書類を付して、その申請を行う。申請を受けた道府県では治安上の問題等の審査を行い、支障なしと認めた場合、厚生省と稟議する。それを経て承認となれば、厚生省から朝鮮総督府への通報がなされる。これを受けて朝鮮総督府では、必要な労働者を集めるべき行政区域（通常は面＝日本内地での村のレベルの行政区域）とそこでの集めるべき人員数を決め、関係する地方行政当局に対して、それを伝える。

具体的な要員確保と朝鮮から日本内地への送出の方法は、時期によって若干、異なる。まず、1942年2月以前には、要員確保は、朝鮮総督府の発令した朝鮮職業紹介令（ただし、1940年以前は朝鮮総督府の府令である、労働者募集取締規則）に基づく、労働者募集として行われ、企業が現地に労務補導員を派遣して進められた。つまり、この段階では、行政当局の職員が要員を取りまとめるわけではなかった。ただし、これは建前の話であり、地区の状況に通じた地方末端行政当局の職員や駐在所の警官らの協力のもとで動員は遂行された。ついで、1942年2月以降は、体制が強化されて、官斡旋という方式で行われるようになり、さらに1944年9月以降は、徴用による要員確保が進められた。これらがどのように行われたのかは、すでに述べた。

さて、吉田清治は、Aでは朝鮮半島での人集めについての言及はなく、それについて初めて語っているのはBである。しかし、Bでは法制度についての説明は整理して示されていない。ただし、軍の命令を受けて朝鮮に渡り、現地で軍や面職員などの協力を得て、「狩り出し」を行う、というものであったことは記述されている。Cは、済州島での慰安婦の「徴用」が内容となっており、労務動員の法制度の言及はない。

これに対してDは法廷での証言ということもあり、官斡旋の法制度等について述べられている。そこでの官斡旋の説明は、行政当局のまとめた記録や歴史学者の研究と矛盾するところはない。だが、吉田の行った朝鮮半島での動員は官斡旋なのかということについては、そうではなく、自分は「軍命令」で人を連れてくる業務に従事したと語っており、また法制度外で民間人が「ヤミ募集」で連れてきた朝鮮人を徴用したとも語っている。そして、Eでは次のような説明が示されている。すなわち、韓国併合以降、朝鮮人をだまして集める「募集」が続いていたが、これが戦時期に違法化されて、「官斡旋」が行われるようになる、だが同時に陸海軍の「労務動員命令」による強制連行があった。そして、「募集」の禁止後も実際には「ヤミ」の募集があり、それで連れてこられた朝鮮人数は「官斡旋」の動員を上回っていた、というのである。法廷での証言＝Dを整理し体系的に述べているものと言えよう。Fは講演ということもあって緻密な法制度の説明はなされていないが、軍の命令で朝鮮半島における強制連行を行った、という語りとなっている。Gでは労務動員の法制度に関連する証言はない。

DとEで示された吉田による朝鮮半島から日本内地への労務動員の制度・政策の説明は、かなり独特のものとなっている。前述のように通説では、企業等が朝鮮人労働者を必要とする場合は日本内地当局に申請、そこでの審査を経て認められればそれが朝鮮総督府に送ら

れ、朝鮮側の協力のもとで人集めがなされる、その方法は、募集、官斡旋、徴用という三つがあった、というものである。これに対して、吉田は、ヤミ募集や陸海軍の労務動員命令による強制連行が朝鮮半島からの労務動員の中心であったように語っている。

しかし、吉田が語る独自の動員形態である、ヤミ募集や陸海軍の労務動員命令による強制連行については行政当局が残した資料や研究者の著書などでの言及は確認できない。そして、吉田は、それについて理解不可能で、常識的にあり得ないような説明をしており、実在自体が疑問視される。

二つのうち、まずヤミ募集について述べておく。戦時期においても国家が労働市場を完全に統制したわけではない。日朝間の労働力移動について見ても、労務動員計画・国民動員計画の枠のなかの「朝鮮人の集団移入」がすべてではなく、労働者の新規渡日についても、動員計画の枠外の移動がむしろ多かった可能性もある。しかしその場合も、朝鮮半島にいる朝鮮人の日本内地への移動には、渡航証明の現地警察署における発給、日本出発港でのその所持のチェックで厳重に管理される。その発給は雇用先が確実であるか等を基準としている。また、朝鮮内での労働者の募集は行政当局の許可が必要であり、無許可でそれを行う場合には処罰の対象となる。もちろん、詐欺的な労働者募集、暴力的連行も法令違反であり発覚すれば検挙されることは必定である。

そうした統制、取締りを潜り抜けて行う「ヤミ募集」を行うとすれば、秘密裏にことを進め、公共交通機関の連絡船ではなく漁船等を利用した「密航」で朝鮮人を移動させるほかない。それは不可能なことではなく、実際に行われていた。だが、吉田はそのような方法での「ヤミ募集」についてはなんら語っていない。吉田のいう「ヤミ募集」が何であるか、どのようにして実現可能だったのか、不明のままである。

次に、陸海軍の労務動員命令での強制連行、について検討してみよう。戦後に大蔵省管理局によってまとめられた『日本人の海外活動に関する歴史的調査』における朝鮮の戦時労務動員についての項には、「軍要員送出労務員数調」という統計表がある。そこには「内地」に1941～1945年の間に6万9997人を動員した等の情報が記載されている。これとは別に「朝鮮人労務者対日本動員数調」がある。これは、1939～1945年まで、計72万4787人についての、年度別、産業別の送出人員数を示したもので、労務動員計画・国民動員計画による動員の統計であると考えられている。詳しい説明はないが、この二つの表があることから考えて、労務動員計画・国民動員計画とは別に「軍要員」の動員を行っていたと考えてよいだろう。ただしそれはほとんどが徴用によるものとなっている（6万9997人のうち、徴用による動員は6万2784人）。徴用の場合は、朝鮮総督府が要員取りまとめを行うので、日本内地からわざわざ人が出向くことはないので、吉田清治は関係していないはずである。もちろん、前述の統計からは、徴用以外での軍要員の日本内地への送出が6213人いたことがわかるわけであり、これらの人びとの動員が、吉田清治のいう陸海軍の労務動員命令による強制連行であった可能性がある。

では、それはどのような手続きによって行われたのであろうか。行政当局内部の資料で、軍要員としての労務動員に関する詳しい説明を行っているものは見当たらない。他方、吉田清治は陸海軍の労務動員命令による強制連行がどのように行われたかの説明を行っている。関係者であるがゆえに知る情報が記載されているとすれば貴重な史料となるが、到底そのようなものと見ることはできない。吉田の説明は次のようなものである。

西部軍管区の陸軍飛行場、防空施設等の軍工事のために、「労務動員命令」が、西部軍司令官名で中国地方と九州の各県知事宛に発せられていた。日本防衛軍の西部軍司令官命令は、政府の諸官庁の行政を超越して、大元帥陛下（天皇陛下）の統帥権にもとづく大本営命令とされて、朝鮮半島で朝鮮人を労務動員することができて、朝鮮防衛軍の朝鮮軍部隊や朝鮮総督府の各道庁の協力が得られた。…海軍の場合は、南太平洋の海軍基地建設のために、呉鎮守府から中国地方の各県へ、「労務動員命令」が発令されていた。鎮守府はもちろん大本営直轄で、海軍のために朝鮮半島から労務要員を動員するときには、朝鮮の海軍鎮海警備府（鎮海要港司令部）の協力を受けることができた（E13～14頁）。

私は山口県の「労務報国会」の職員約 500 人と山口県中の警察署員を使い（朝鮮人徴用に関する限り、警察官を自由に使えるということになっていました。大本営の統帥権、天皇の統帥権は行政、法令を越えるということです。私が受けていた業務命令は軍命令として西部軍司令部から発令されていたものですから、3年間の強制連行はすべて、大本営命令という形式上の権威で、自由に山口県中の警察官ならびに朝鮮総督府の各道の警察官に協力させて連行ができたわけです）、強制連行をしました（F1）。

私は西部軍司令官命令でこの業務を行ないました。軍司令官命令というのは大本営命令、つまり天皇の命令という権威が与えられたのです。私は、あらゆる法令、つまり総督府のいろいろの規則、県の官吏としての身分その他も超越して天皇の統帥権に基づく国家の大権を行使するものだという誇りと空（から）権力を与えられ、部下たちを指揮しそういう訓示をしながら、3年間朝鮮人の強制連行をやりました（F2）。

ここで吉田が言っていることは、要するに自分は大本営命令をもらったので、既存の日本帝国の法規や行政機構の指示系統、規律とは関わりなく、朝鮮人を連れて来ることができたということである。だが、法規や行政機構の指示系統、規律が揺らいだ場合、総力戦を遂行する国家体制自体が崩壊しかねない。そのことは軍や軍以外の政府官僚も十分理解していたはずであろう。そうしたことを無視して果たして超法規的な朝鮮人の「労務動員命令」が発せられることがありえたのか疑問である。

しかも、そのような大本営命令が発せられたという話は、吉田以外で言っている人もなければ、それに関連する記述を含む史料があるとも聞かない。もちろん、重大な秘密であるから史料が残らないようにしていた、ということは考えられる。だが、日本内地、朝鮮半島の地方末端の行政機構にまで関係する指令を行っていたとなれば、なんらかの形で史料が残っていたり、それを記憶していた人が戦後に何か語ったりするということがあるほうが自然だろう。

そしてそもそも、大本営命令というものが、個別の労務動員について指示を出すものなのかどうか、という疑問がある。もしそうであれば、日本近代史の常識は大きな修正を迫られる。大本営というのは戦争の指導を行うための帝国陸軍と帝国海軍の調整機関である。もちろん、基地建設のための労働力を確保することは必要かつ重要である。だが、大本営の命令としてわざわざそうしたことまで細々と指示するであろうか。さらに言えば、それが統帥権

に関わるという解釈も聞いたことがない。付け加えれば、労働力の統制を主管する官庁は厚生省である。日本帝国の主権者たる天皇が何かを行うにしても厚生省を無視して単に大本営だけで決めるということあり得ないはずである。

8、業務から知りえたことの記述

ただし、吉田の著作のなかには、ある特定の業務、地域との関りを持つ者でなければ、通常知りえない事実が盛り込まれていることも確認できる。つまり、一定部分においては「吉田清治証言」は、吉田自身が体験したことの記憶、あるいは身近な他者から得た貴重な証言や史料をもとに構成されている可能性が高いと言える。

まず、吉田は鳥取での地震を受けて、山口県労務報国会下関支部から人を派遣したということを書いて記している。1943年9月10日、現在の鳥取県鳥取市を震源とする地震が発生したことは歴史的事実である（鳥取地震）。これは死者1000名を超え、鳥取市の市街地の建物の多くが倒壊するなど多大な被害をもたらした。これに対して、近県の労務報国会が動員を行っていることは、その内部資料から確認できる（大日本労務報国会『労務報国会の組織とその運営』、出版年不明、24～25頁。出勤して行ったのは各種インフラの復旧や瓦礫の片づけ等のためであろう）。しかしこの事実は一般に広く知られることはなかった。被災地の人びとの間で、復旧作業等に当たる人びとが下関から駆け付けた人びとであるかどうかということに関心がもたれなかったはずである。そして、戦時下にあつて、こうした自然災害での甚大な被害は秘匿され、報道されることは少なかったため、被災地以外に住む人びとの多くは、鳥取で地震があつたこと自体を認識していなかったのである。また、戦後には労務報国会という組織自体も忘れられていたわけであり、ましてや鳥取地震に関わる労務報国会下関支部の活動を記憶し、語る人はほとんどいなかったと思われる。

だが、吉田清治は、このことについて触れており、74部隊の副官である陸軍大尉から、土工50人の勤労報国隊を編成すること、鳥取地震については一般国民には公表せず勤労報国隊員にも地震とは言わないようにとの命令を受けたことを記している（B72～74頁）。軍人から命令を受けたことは正確でない可能性があるが（前述のように、本来その動員は県労務報国会会長＝県知事が行う）、吉田は山口県労務報国会下関支部で仕事をしていたことは確実であり、組織内部の人間であるがゆえに知りえた情報を記しているといっていだろう。

また、工事等に必要なる人員を確保するために赴く下関の朝鮮人集住地の様子や当時の朝鮮人の生活や意識についても、よく実態をつかんでいると思わせる描写がある。関東大震災時の虐殺もあり、朝鮮人が自身を恐れていること（B77頁）、ほかの労働現場から逃げてきた朝鮮人が飯場にいること（B91頁）、密造酒を作っていること（B92頁）、飯場はユウレイ人口を抱えてそれで配給を多く受けていたこと（E19頁）などがそれにあたる。日雇労働等で生活を維持していた朝鮮人は少なくなく、それらの人びとは当然、労務報国会に組織されていた。したがって、労務報国会下関支部で仕事をしていた吉田は、日常的に朝鮮人に接していたはずである。そこでの見聞がこれらの記述に反映されていると考えられよう。

また、吉田が男の朝鮮人労働者や慰安婦を集めるために赴いたとする、朝鮮半島についても、一般的な日本人には知られていなかった事実の記述がある。1943年11月に出張し、男子労働者の要員確保を進めたとされる全羅南道道知事が武永という人物であつたこと

(E32 頁)、光州神社の境内に奥村五百子の銅像があること (E33 頁)、潭陽の特産品が竹細工であること (E39 頁) がそれにあたる。1943 年 5 月に「慰安婦狩り」をしたという済州島に関しても、行政の形態が特殊であること (C、E103、156 頁)、湧き水の小川での洗濯風景 (E110 頁)、海女の労働で用いる道具がテワクというものであること (E141 頁)、その他地名についても細かである。

ただし、武永全羅南道知事は、1943 年 9 月に異動となっているので、吉田が光州等を訪れたのが 11 月とすると事実と合致しない。済州島についても、吉田は軍政が敷かれ、旅団編成の部隊が来ていたと述べているが (C)、その点は正確ではない。確かに米軍の攻撃に備えて済州島には部隊を集結させることとなり、それによって軍政同様の状態にはなっていたであろうが、戒厳が布告されたわけではなく、大量の兵士が移動してくるのは 1944 年に入ってからである (この点は、前述の朝日新聞の検証記事で、永井和が指摘している)。

また、以上のような朝鮮半島に関する記述は、書物から吸収したり、植民地時代の朝鮮をよく知る日本人や在日朝鮮人などから聞いたりして書くことも可能である。つまり、鳥取地震に対応した労務報国会会員の動員のような、当時秘匿され、その後も忘れられていた事実を記しているわけではない。前述のような朝鮮半島に関わる記述が、吉田の実体験によるかどうかは、確実にそうであるとまでは言えないだろう。

9、朝鮮半島での労務動員業務の非合理性

吉田清治自身は朝鮮半島で男子労働者や慰安婦とすべき女性を集める業務に携わったことを語っている。だが、それらにも多々、事実と考えられない点がある。以下ではまず、前者に関する吉田の証言内容を検討しておく。

朝鮮半島で男子労働者を集める業務をどのように遂行したかについて吉田が語っているのは、主に B、E、F においてである。その内容をまとめると次のようである。すなわち、西部軍管区の陸軍や呉鎮守府の海軍の命令で軍関係の工事などで必要な要員を集めることが山口県労務報国会に命令される。要員確保の業務を行うことを命じられた労務報国会の職員が 10~10 数人で「徴用隊」を編成し朝鮮半島のなかで指定された区域に赴く。指定された区域は鉄道沿線のいくつかの面であり、徴用隊は、そこで必要な人数を確保する。業務の遂行は出張してきた労務報国会職員が山口県や日本内地の軍からの指令を見せ、現地の警官らの協力を得て進められた。徴用隊が作戦を練り、現地の警官らに指示を出し、周辺の鉄道の駅や道路を封鎖し、集落から人が出られないようにしておいて隊を散開させてそのなかにいる朝鮮人男性をとらえるといった方法などによって、暴力的に短期間で人員を確保した。

以上のように語られている、吉田清治のいうところの朝鮮半島における軍の命令による強制連行は、事実としてあったとは考えにくい。これを、大本営命令に基づいて行ったという吉田の話が信じがたいということはすでに述べた。それだけではなく、巨大な組織の官僚制的な統制原理や戦争遂行のための当時の国策と照らし合わせて考えた時、そうした方法は、適切でもなければ効率的でもなく、むしろ国家にとって有害であった可能性がある。そうした方法を行政当局が採用するとは考えられないのである。

巨大な組織がその目的とする業務を、混乱なく、できるだけ効率的に遂行しようとするならば、それぞれの部署がどんな職掌を担い、その構成員がいかなる権限を持つか、その指令

系統がどのようなものを明確しておく必要がある。その指揮系統や部署同士の関係をいかなるものにするのかは様々だろうが、一般的なのは、縦の系列で（少なくとも）形式的には上から下に命令を下して動くピラミッド状のまとまりとし、下部の階層の部署が相互に横の連絡をとって何かを決定することがない、という形態であろう。そうした形態は、しばしば過度のセクショナリズムや、縦割りであるがゆえにある種の課題に対応できないという弊害を生み出すことがあり、最良のものであるとは言い難い。しかし、こうした縦割りの組織は、何か事を進める場合に、誰に命じてどのように組織を動かすか、そして問題が生じた時の責任の所在も明確であるというメリットもあるのも確かである。

日本帝国の行政組織がどのような組織かと言えば、縦割りの組織である。しかも、省庁や朝鮮総督府は、かなり独立性の高いピラミッド状のまとまりを持っている。日本近代史の研究者においては常識であるが、各省の国务大臣は「天皇以外の何人の命に服さずその主務事務を担当する」（百瀬孝編『事典 昭和戦前期の日本 制度と実態』吉川弘文館、1990年、18頁）のであり、つまり内閣総理大臣が命令してそれに従わなければならないという規定はなく、各大臣は天皇に直属していた。朝鮮総督府のトップである朝鮮総督も天皇が直接任命し（事実上の任免権は首相にあった）、「朝鮮の統治は原則としてすべて総督に対し委任される」（前掲『事典 昭和戦前期の日本 制度と実態』403頁）。中央省庁と植民地官庁との関係は、日本政府と道府県の関係ではなく、「植民地官庁は、自ら植民地における一切の行政を処理する権限が与えられており、その権限は各省大臣の権限以上である」（前掲『事典 昭和戦前期の日本 制度と実態』401頁）。ただし、戦時期には若干変化があった。中央政府の監督権について、内務省が担当し、内務省は「朝鮮総督に対し朝鮮総督府に関する事務の統理上必要な指示を為すことを得」ようになっていた（1942年11月1日施行勅令「朝鮮総督及台湾総督の監督等に関する件」）。もっとも、「内務大臣の発する事務の統理上必要な指示は、一般的行政監督の権限にもとづくものではないので、朝鮮総督は無条件に従う必要はな」かったとされている（前掲『事典 昭和戦前期の日本 制度と実態』404頁）。実態としても、細かに中央政府の指示を受けて朝鮮総督が統治にあたるように変化したとの事実は認められない。

以上のように、朝鮮統治はあくまで朝鮮総督が責任を持つのであるから、日本内地での国防上の工事や輸送関係に必要な労働者を朝鮮で集めるための業務についても、朝鮮総督が管轄することとなる。これは、民間から申請のあった労働者募集を許可して、民間人の行為に任せるということもできるわけであるが、もちろん、朝鮮の地方レベルでの行政職員を用いて集めさせることは不可能ではない。しかしそれを朝鮮総督が下僚に命じるとすれば、あくまで朝鮮総督の判断である。なぜならば朝鮮総督より上に立つのは天皇だけだからである（そうであるので天皇が命じることは論理的にはあり得る。また「内務大臣の事務の統理上の指示」が参考にされることはありうるが、内務大臣が細々とした指示を朝鮮総督に与えていた事実は確認できない）。

もちろん、朝鮮総督と日本内地側の省庁が調整し了解したうえで、朝鮮総督が行政施策を進めることはある。労務動員計画・国民動員計画に基づく官斡旋はそのような行為であり、厚生大臣からの連絡を受けて朝鮮総督が労働者を集めるべき地域を指定して、要員を日本内地に送り出すというものである。おそらく軍要員の確保も、陸軍・海軍と朝鮮総督府との了解があり、そのもとで進められたと考えられる。

しかし、その場合も、朝鮮総督府の縦の指令系統を無視することはできない。官斡旋と同様に、京城府＝ソウルにある朝鮮総督府本府が、道→郡→面という系統を用いて、当該の面の職員に、軍で必要な人員を集めることに協力せよとの指示を下ろす、ということになる。面職員が命令を受けるのは郡職員であり、駐在所の警官が指示を受けるのはその上にある地域の警察署であり、山口県や日本内地の陸軍なり海軍の司令官ではない。第74軍の司令官やあるいは日本内地の一地方行政当局に過ぎない山口県の文書を見せれば動く、ということはある得ない。

もっとも、すでに朝鮮総督府の縦の系統の命令が下っていて、そのうえで山口県なり第74軍の発した文書を見て、当該の面職員が、山口県からやってきた労務報国会が編成した徴用隊に協力した、と考えることもできる。吉田も、すでに上から話がついていていたと書いているので、そう解釈することは可能である。とは言え、もしそうであった場合も、朝鮮総督府は朝鮮全体の統治、当該面職員はその面の行政、駐在所の警官は管轄する区域の治安秩序の維持等に責任を持つのであり、それに影響を与えるような行為を外部の人間が行うことは本来許されない。

ところが、吉田らの徴用隊の要員確保は、彼らが主導して行われる、無差別的に暴力を行使する「狩り出し」であったとされている。これは、当該の面、さらには朝鮮全体の治安秩序を揺るがす可能性がある。知らないうちに村落の有力者やその子弟が動員され奴隷労働に従事されたり、あるいは要員確保の過程で加えられた暴力でケガをしたりすれば、大きな問題となる。また、当該の面であまりにも男子労働力が減少すれば、そこでの農業生産が成り立たなくなり、強く求められていた、食糧供出に大きな支障をきたす。その責任は面や当該区域の警察が負うことになる。そうした事態が起きないように、面職員や警官らは、外部からやってきた者の勝手な振る舞いを阻止するはずである。もし、暴力的な「狩り出し」を行うとしても（実際、労務動員計画・国民動員計画に基づく労務動員でも、自宅にやってきて無理やり、あるいは畑で働いていた者をトラックに載せるといった方法で、若い男を連れていくケースの存在は史料的に確認できる）、外部からやってきた者は、最終的には当該面の職員や警官の指示に従って要員確保を進めたはずである。実際に官斡旋の場合、そのような実態であった。官斡旋の方法を記した、「朝鮮人内地移入斡旋要綱」に基づけば、日本内地の企業等が派遣した労務補導員は面職員の業務に「協力」するのであり、労務補導員が面職員を指揮するのではない。

なお、吉田は指定された鉄道沿線のどこでも「狩り出し」を行える許可をもらったかのように記しているが、これもあり得ない。明確に行政区域を指定せずに要員確保の業務を進めるとなると、当該の面職員が知らない間にそれが進められ、動員された労働者が何人で、誰が送れたかもすぐにはわからないということも起り得る。当該の面職員にとっては、自分のあずかり知らないことが原因となって、混乱に対処しなければならない、ということすら起りかねず、大きな迷惑である。

要するに、日本内地の労務報国会から派遣された徴用隊が主導するのではなく、現地の面職員や警官が、そこでの要員確保にあたるほうが、手続きの上でも、そこにおける行政を安定的に運営するためにも、植民地統治の責任者にとっては好ましいのである。しかも、そのほうが、効率的に要員を確保しうるはずである。その区域で歩くために必要な地理情報や、どの家に何人、若い男がいるか、村落の中の地位がどのようなものであるかなどを知っているのは、

その区域に長く住んでいる面職員や事情をよく知る警官だからである。

となれば、そもそも、10~10 数人の徴用隊をわざわざ朝鮮半島に派遣して、要員確保をする必要があるのかどうかも疑問である。官斡旋の方法を記した、「朝鮮人内地移入斡旋要綱」でも、動員申請 100 名について労務補導員 2 人、となっていたことは前述の通りである。朝鮮での要員確保の業務の実態をうかがうことができる、企業側の文書を見ても、1 人の労務補導員が、50 名ないし 100 名の要員確保を担当し、1 つの郡のなかの 1~10 数面程度を 2 週間程度で回り、確保した朝鮮人（必ずしも割当人員を充足しているわけではない）を連れてくる、ということが記されている（北海道汽船炭礦株式会社の「供出通知表」などによる）。そもそも、わざわざ多人数を朝鮮に出張させることは、山口県労務報国会にとっても、予算上の負担、その間の山口県での業務遂行を担うべき人員が欠けること、各種手続きの書類の作成等を考えると、有益であるとは考えられない。行政手続き的に奇妙であるというだけでなく、山口県労務報国会が、軍のために朝鮮半島での労働者を集めるために、徴用隊を送り込むことは、合理的な方策とは考えられないのである。

また、「徴用隊」という言葉自体も奇妙である。吉田が語る朝鮮半島での労務動員は、国家総動員法という徴用の手続きによっているとはとても思えないし、もし徴用であったとしても、徴用を命じるのはあくまで朝鮮では朝鮮総督であり、山口県労務報国会の会員が、徴用を目的とする組織を意味する名称は名乗らないであろう。しかもそもそも、日本帝国の公式の認識としては、徴用とは、名誉あることであり、帝国臣民であれば喜んで応じるはずのことである。奴隷狩りのように行う、人集めを徴用とは言わずがな。もし、労務動員、徴用の業務遂行に関係する、半官半民の団体の構成員からなる隊組織の呼称をつけるとすれば、「労務動員協力隊」とか「応徴士送出協力隊」といった名称となろう。

10、慰安婦の確保業務におけるいくつもの矛盾

次に、慰安婦とすべき女性を集める業務に関わる吉田の説明について検討しよう。まず、吉田は、慰安婦を徴用するといった書き方をしているが、前述のように、「皇軍の慰安」は総動員業務の範疇には入らないので、国家総動員法にいう徴用ではありえない。また、これも前述のように、労務報国会の業務は、土木建築工事や港湾荷役、工場や鉱山等のいわゆる肉体労働を担う日雇労働者の労働力統制なのであり、慰安婦とは関係がない。したがって、労務報国会がその組織の業務として慰安婦を集めるということは、そもそもありえない。

だが、吉田は、軍から山口県労務報国会に命令があり、それを受けて山口県労務報国会会長＝県知事が下関支部に伝えられた「動員命令書」に従って業務を行ったとしている。しかも、その「動員命令書」については、その内容が B、E において記されており、これは文書の引用に近い形となっている。C でもそれを読み上げた文章があり、D でもその存在について言及している。当時の史料の内容がわかるのは、なぜかと言えば、吉田の説明では、当時、吉田が妻にそれを見せたか語り、妻がそれを自分の日記に書き留めていたためである（ただし、後にこれを否定する話も吉田はしている）。すなわち、C では「私が当時しゃべったか見せたかしたので、家内の日記にそれがあった」と吉田は語っており、D では慰安婦を集める命令はどのようなものであったかというという弁護士の問いのように証言している。

これは軍命令です。勿論、軍命令の書類その他は敗戦の時に焼却しましたが、亡くなっ

た妻が当時日記を書いております、この軍事機密であった軍命令書を私が出張する前にそれを書き写しておったのが数年前に分かって、それで、私はこれを著述のときに資料に使いました。それではっきり明瞭に思い出しました。

このように吉田は、自身の妻の日記に「軍命令」の文書＝「動員命令書」の内容が記されていると語っていた。このため、吉田の著書に疑念がもたれるようになった後、慰安婦についての史実を明らかにしようとしていた吉見義明は、吉田に対してそれを見せてくれるように依頼した。ところが、吉田はそれに応じなかったとされている。そのような吉田の対応は奇妙であるが、さらに奇妙なこととして、今田真人が行ったインタビューにおいては、自分は、「動員命令書」が妻の日記に書き留められていたことを否定しているのである。吉田は、そのことについて「どっかの大阪の活動家の新聞が勝手に書いた。私は一度も公式にいない」(G60頁)と述べている。そのうえででは何を根拠に語ったかという、その内容については暗記していたとしている。もしこちらが事実であるとするならば、にもかかわらず、妻の日記にあったとする発言を訂正せず、あるいは間違いであることの注もいれずに、そのまま自分の著作に載せたということになる。そして、法廷の証言でも事実と違うのに、妻の日記に「書き写しておった」と述べたことになる。少なくともこの点だけとて見ても、吉田は、真実を語らない人物—法廷で宣誓しても一であったということになる。しかし、逆に、さすがに法廷の場での証言に嘘はないと考えるならば、今田のインタビューで吉田は真実を語っていないことになる。

そして、吉田の長男によれば、吉田の妻は日記を付けていなかったとされる(『朝日新聞』2014年8月5日記事、大高未貴前掲書)。おそらく、それが事実であろうし、したがって慰安婦集めの「動員命令書」の实在自体も疑念が持たれるが、いったん、吉田の示した「動員命令書」の内容を検討して見よう。B、C、Eそれぞれでの文言は、次のようである。なお、Bは山口県下関市、CとEは済州島での要員確保の業務に関する文書とされている。

B

(県労政発第〇号)

動員命令書

陸軍〇〇部隊の要請に基づき左記の通り労務動員を命ず

昭和十九年四月三日

山口県知事 ×××× 印

山口県労務報国会下関支部長××××殿

記

一、皇軍慰問・朝鮮人女子挺身隊百名

一、年齢十八歳以上三十五歳未満(既婚者にても可、但し妊婦を除く)

一、身体強健(医師の身体検査及び花柳病検診を受け、診断書を要す)

一、期間一年(志願に依り更新する事を得る)

一、給与 一箇月金三十円也

支度金として前渡金二十円也

宿舎・食糧・衣服等を現物支給す

- 一、派遣期日 昭和十九年四月十日午後一時
- 一、集合場所 下関市細江町下関税関庁舎前
- 一、輸送指揮 陸軍〇〇部隊囑託長谷川勇殿

以上

C

- 一、皇軍慰問・朝鮮人女子挺身隊二〇〇人。年齢一八歳以上三〇歳未満。既婚者も可。但し妊婦を除く。
- 一、身体強健なる者。医師の身体検査、特に性病の検診を行うこと。
- 一、期間一年。志願により更新することを得。
- 一、給料、毎月金三〇円也。支度金として前渡金二〇円也。
勤務地、中支方面。
動員地区、朝鮮全羅南道済州島
派遣日時、昭和一八年五月三十一日正午。

E

- 一、皇軍慰問・朝鮮人女子挺身隊二百名
- 一、年齢一八歳以上三〇歳未満（既婚者も可。但し妊婦を除く）
- 一、身体強健なる者（医師の身体検査、特に花柳病の検診を行なう事）
- 一、期間一年（志願により更新する事を得）
- 一、給料 毎月金三十円也
支度金として前渡金二十円也
- 一、勤務地、中支方面
動員地区、朝鮮全羅南道済州島
- 一、派遣日時、昭和一八年五月三十日正午
- 一、集合場所 西部軍第七四部隊

これらの「動員命令書」は、命令の内容が曖昧である。まず、「皇軍慰問」が何であるのか判然としない。給与や前渡金が示されているので、それが誰かによって雇用される仕事であると理解できるものの、具体的な従事すべき場所等は示されていない。また、動員期間が1年と記されているが、その開始と終了の年月日は不明である。各種動員に関連する文書、例えば徴用令書や国民勤労報国隊の編成や協力命令、あるいは労務報国会内部で用いていた会員への動員命令の文書では、仕事の内容、従事すべき場所、動員の開始年月日と終了年月日等が明示されているのであり、上記の吉田の示す「動員命令書」と異なる。Bでは「労務動員を命ず」と明記しているものの、誰が何をすべきであるかの指示がない。各種動員の文書は、個人に対して作業に従事すべきことを通知するか、あるいは勤労報国隊の類を編成することを命じるものとなっている。しかし、「労務動員を命ず」だけでは、何をするのか、どこまでが任務なのか、不明である。つまり、名宛人である山口県労務報国会下関支部長が女子挺身隊を編成するのか、軍が管理する女子挺身隊の隊員となるべき者を集めて

軍に引き継ぐところまでが労務報国会が行うべきことなのか、指示がなされていないのである。そして、隊の編成なり、隊員の募集なりが任務だとして、それを行う権限がなぜ山口県労務報国会に付与されているのか、甚だ疑問である。

団体の名称を朝鮮人女子挺身隊とすることや給与が30円という点も、その当時の状況に照らして奇妙である。当時、行政当局や報道機関等は、公的な場において、朝鮮人ではなく、半島人や半島同胞という語を普通用いていたし、30円という月給は、たとえ貧しい階層の女性であったとしても魅力を感じるような水準の額ではない。戦時下の労働力不足のなかで、女性の働き手を求める事業所は多々あったし、女給であれば月収100円程度が提示されるようになっていた。Bで、吉田は下関の朝鮮人集住地において、軍隊での飯炊きや洗濯の業務で月に30円もらえると勧誘し、それに対して朝鮮人女性たちが、おどろき喜んでそれに応じようとしたことを述べているが、果たして30円に魅力を感じた者がそれほどいたのかどうか、疑問である。

そして、吉田が語っている要員確保の方法も、事実の通りであるか疑わしい。慰安婦とすべき女性を集めて連れていく場合、兵士相手の売春が仕事であることは伝えずに、良い仕事があるとして、騙すという方法がある。まず、吉田は、Bでは、下関の朝鮮人集住地で貧しい身寄りのない朝鮮人女性を探し、仕事の内容が兵士相手の売春であることを隠して、仕事を紹介するというで女性を集めたとしている。慰安婦を集める際の詐欺的手法があったことは、被害者の証言からも裏付けられ、間違いないだろう。しかし、それを半官半民の団体が行った場合、発覚した際に大きな問題となるという危険があるし、そもそも、県労務報国会の職員がそうした業務に慣れているわけではない。人身売買を行っていた民間人に秘密裏に依頼したほうが、確実であり危険性は少なくなるはずであろう。なぜそうしなかったという疑問が生じる。

次にCとEでは、済州島に徴用隊が出向き、現地の陸軍兵士らとともに、いきなり工場で女性たちを出せと命令したり、働いている海女を捕まえたりして要員を確保したことを吉田は述べている。だが、兵士を用いて要員確保を行いうるならば、軍の系統でそれを指示すればよいわけで、わざわざ山口県労務報国会に命じて徴用隊を派遣するのは非効率的である。付け加えれば、別々の組織に属する者が、臨時的にチームを編成して一緒に活動するのは危険を伴う。意思疎通がうまくいかずにミスを犯す可能性があるためである。また、その住民の女性を手当たり次第に暴力的に捕まえる行為は、駐屯している軍隊や朝鮮統治に対する反感を強め、抵抗を引き起こす原因にもなり得ることであり、朝鮮にいる日本軍や朝鮮総督府、ひいては日本帝国の利益には決してならない。ましてや「役得」と称して「慰安婦狩り」に関わった兵士が捕まえた女性たちを強姦するなどは、わざわざ軍規を乱すことを奨励し、国土防衛の体制に亀裂を生み出そうとするような行為でしかない。

もともと、自由な立場で著書を書いていた吉田が、ある程度話を大きくしたり脚色したりすることは十分あり得ることであり、事実と多少異なる部分があるとしてもやむを得ないとも言える。また、前述のような奇妙に見える部分は、著書では述べていない事情があり、それがわかれば説明がつく、ということも一応は考えられる。

ところが、このようにいわば吉田に好意的な理解をしようとしてもどうしても説明がつかない矛盾も「吉田清治証言」には存在する。これは慰安婦の動員をいつ行ったかに関わる重要な説明に関係している。

まず、吉田がどのような仕事をしてきたのかについて、それを時系列で詳しく書いている B で確認してみよう。吉田は 1942 年に山口県労務報国会の職員となる。翌年 9 月 10 日に鳥取地震が発生し、その復旧作業にあたる労務報国会会員の動員に携わる。これを行っているのとはほぼ同じ時期、朝鮮人集住地である下関市大坪に人集めのために赴いた吉田は、次のような会話を、動員対象となった朝鮮人と交わしている。すなわち、B 93 頁には次のように記されている。

「いところが大牟田の三井炭鉱で、慰安所をやつとります。女を集めてくれと言うから手伝ってやります。…部長さん、労務報国会で大坪の若い女を慰安所へ徴用かけてもらえんですか。金になりますよ」

「おれは、慰安所のしごとなんかやらん」

その後、吉田は慰安婦とするべき女性を朝鮮人の中から集めることを命じられる。「動員命令書」の日付は、前述のように 1944 年 4 月 3 日である。これは吉田にとって初めての慰安婦集めの仕事であるということに (B では) なっている。そして、労務報国会が慰安婦の動員をしていることを吉田は知らなかったこと、山口県労務報国会の朝鮮人の慰安婦集めもこれが初めてであるらしきことも B には書かれている。B 151 頁では、吉田と動員命令書を渡す県職員とが次のような会話を交わしたことになるのである。

「労務報国会に、慰安婦の動員までやらせるようになったんですか」

「動員署は去年から、日本人の慰安婦の徴用をやっていますよ。実は課長が県内の事情を話して、こんどは朝鮮人を出すことで話がつかしました。それで課長がこの動員は下関労報にと言いましてね」

そして、吉田は慰安婦となるべき朝鮮人女性を集める業務についての認識も記している。B 155～156 頁には次のような文章がある。

動員部長として、私は朝鮮人の男に徴用をかけるときは、炭鉱や戦地に送られて彼等がどんな悲惨な目にあうか知っていても、戦時下の労務動員だからしかたがないと考えることができた。もし朝鮮人の女を慰安婦ではなく、ほんとうに雑役婦としてなら、どんな危険な前線でも、どんな苦しい作業でも、決戦下の労務動員だと考えて平気で女の動員業務をやっただろう。私が朝鮮人の娘や女房に徴用をかけて軍の慰安所へ送る仕事がいやだったのは、朝鮮人の女性がかawaii そうだと思ったからではなく、この徴用が売春にかかわる仕事だったから。私は 2 月上旬に結婚して、まだ 2 か月しかたっていなかったの、売春婦を不潔に思い、嫌悪感をもっていた。

B では、このあと、そのように気乗りがしないままに下関市大坪で朝鮮人女性のなかから慰安婦となるべき者を集める業務をどう遂行したかが語られることになる。

さて、吉田が関与した、労務報国会の慰安婦の動員は、B で語られているこの下関市大坪での業務のほか、濟州島での暴力的な女性の要員確保と連行の話がある。これらは C、D、

Eで述べられている。ではこれはいつのこととされているだろうか。

Cによれば、その指令が下ったのは1943年5月15日で「派遣」は5月31日となっていたという。Dでも濟州島にいったのは、1943年5月のことであると証言している。Eも5月15日に命令が下され、17日に濟州島に出発、18日に到着し翌日から「狩り出し」を始めたことが記されている。動員命令に記載された「派遣日時」は5月30日と書かれておりCと1日違っているが、いずれにしても、吉田は自身が濟州島に慰安婦とすべき女性を集めにいったのは1943年5月であるとしているのである。

そうであるならば、Bで述べられている話との整合性が取れないことは明白である。もし、本当に濟州島での「慰安婦狩り」が1943年5月であったならば、1944年4月に初めて下関市大坪で慰安婦となるべき朝鮮人女性を集めたこと、吉田がそれまで労務報国会が慰安婦の動員にかかわっているとは知らなかったこと等は虚偽ということになる。逆に仮にBにおいて自身の体験に基づき本当のことを語っているとすれば、1943年5月に濟州島で慰安婦を集めたとする、C、D、Eの記述は事実ではないということになる。

付け加えれば、Bにおいて、慰安婦を集める業務に携わることに気乗りがしなかったということに関連して、1944年2月に結婚したばかりであったとの言及もある。ところが、すでに見たように、1943年5月の濟州島で慰安婦を集めよという「動員命令書」の内容は妻の日記に書き留められていたとされている（Gではそれを打ち消しているが、CとDでは明確にそのことを述べている）。となると、1943年5月に出された動員命令書の内容が妻の日記に記されていた、という話も（そうではないと後に否定しているが）、おかしい。もちろん1943年5月時点には吉田と結婚していなかった女性に対して吉田が「動員命令書」を見せ、その女性と1944年2月に結婚したということも考えられないわけではないが、そうであるならばそう書くはずであろう。なぜそうしなかったのか疑問である。

もっとも、『朝日新聞』2014年8月5日付記事によれば、1993年5月、吉見義明・中央大学教授らと面会した際、吉田は「(強制連行した)日時や場所を変えた場合もある」と説明したとされている。だが、Gにおいて、今田真人からの「本の中に書いてある年月日は事実か」という質問に対して、吉田は「だいたい、当時書くときに相当部下と相談して書いているから、間違いはないです」と答えている（G84頁）。吉田は、その都度、言葉を変えながら、自身の証言の根幹は正しいことを訴えたかったのであろう。

だが、著作の日時が正しいと仮定すると、吉田が語っている、1943年5月の濟州島での慰安婦の動員、1944年4月の下関市大坪での慰安婦の動員、妻の日記に「動員命令書」の内容が記されていたという説明、のどれかは虚偽にほかならない。そして、そもそも組織の目的から考えて労務報国会が慰安婦の動員を扱うはずはないのであり、慰安婦の動員について吉田が語っていることのすべてが虚偽であったか、少なくとも自身の体験に基づいてはいないという可能性がかなり高いと言える。

11、同時代の状況と証言の変化の背景

以上、述べてきたことからわかるように、「吉田清治証言」は、虚偽か、あるいは相当な粉飾を含んでいる。そして、早い段階のものから後の時期のものまでを並べて見ると、次のような傾向で変化が生じていることがわかる。すなわち、時期が下るにつれて、自己の役割を大きく見せており、超法規的な活動による、大規模かつより苛酷な暴力的要素を帯びた動

員の話が加えられていっているのである。

具体的に述べれば、まず、1963年の「私の8月15日」の懸賞に応募した手記ではおそらく吉田は下関における労務報国会の動員業務として行われていた、日雇労働者の要員確保の話しかしていない。残念ながら手記全体が残っていないので確証は得られないが、もし朝鮮半島での男性労働者の要員確保や慰安婦の「狩り出し」について書かれていたとしたら、衝撃が大きく、選評で触れられていた可能性が高いはずで、それが無いことを考えれば、朝鮮半島での業務については何も書いていないと見て差支えないであろう。これが、Bでは朝鮮半島での男子労働者の要員確保と下関での慰安婦の動員について語られ、さらにC、D、Eでは、朝鮮半島での男子労働者の要員確保に加えて済州島での慰安婦での動員の証言が加わる。吉田の職位と権限も（Aですでに山口県労務報国会動員部長と記していたようであるが）、Bでは下関支部動員部長のみであったのが、Eで後に山口県労務報国会動員部長も兼任したとし、Fでは県全体の動員部長で県職員500人と県内の警官を動かしていたことが語られ、Gでは「最高責任者」を自任するようになっていく。しかもそれまで書かれていない、「徴用隊」という語がEでは現れ、Fに至っては大本営命令の権威をもって業務を遂行したと述べる。慰安婦の動員についても、Bでは仕事の内容を隠して貧しい女性を対象に集めたという証言であったのが、Eにおいては、手当たり次第に女性を捕まえて慰安婦とし、しかも「役得」として捉えられた女性を強姦したことが記されるようになっていく。また、確保すべき慰安婦とする女性の数については、Bでは下関に100名割当という記述であったのが、CやEでは労務報国会全体で2000人、下関支部の割当が200名と増えている。

以上のように、話が追加され膨らんでいった「吉田清治証言」のうちで、おそらく自身の体験について書かれている（法制度についての不正確な説明が含まれており、脚色が加えられた可能性もあるにせよ）部分は、下関において土木建築工事等のために朝鮮人を集めたことである。これは労務報国会の業務であり、吉田が労務報国会で仕事をしていたことは間違いないためである。朝鮮半島での男子労働者の動員については、吉田が直接体験したことかどうか確証は得られない。少なくとも、吉田が語っているような、通常の労務動員とは異なる軍が直接、労務報国会に命令を下し、これを受けて派遣された徴用隊が中心となって無差別に暴力をふるって必要な人員を連行する、ということはある得ない。ただし朝鮮における暴力的な男子労働者の動員は実際に行われており、朝鮮総督府が問題視するような状況があったことも事実である。そして吉田の周辺には、そうした朝鮮半島での動員を実際に経験した人物がいたことをうかがわせる記述も「吉田清治証言」のなかにある。吉田は朝鮮での男子労働者の要員確保にあたった自分の部下の徴用隊の隊員のうちには「以前は山口県の大嶺炭鉱の労務係だったので、朝鮮人の狩り出しには手慣れていた」人物が2名いたと記している（E37頁）。しかもD、F、Gでも労務報国会で一緒に働いていた者から話を聞いたことを述べている。推測にとどまるが、吉田は自身の体験談ではなく、他人の体験談をもとに証言を語っていた可能性がある。

これに対して、慰安婦の動員について吉田が語っていることは、矛盾が多く、自分が作った物語としても破綻している。もちろん、吉田や吉田に近い人物が慰安婦の動員にかかわったか可能性を示すような記述も見つけ出すことはできない。

では、どうして吉田は、事実ではないことをわざわざ付け加えて、それを自身の体験として語るようになっていったのであろうか。これは、そのことで吉田が自身の著作を世に送り

出し、広める可能性を高めると考えていたためはないかと推測される。

吉田は、もともと、「物書き」になることを望んでいたようであり、各種の原稿の懸賞募集にしばしば応じていたようである（大高未貴前掲書）。Aは前述のように「私の8月15日」というテーマで『週刊朝日』による懸賞に応じたものであった。これは全文掲載の「特選」や「入選」とはならなかったが、「佳作」に選ばれた。そしてこの吉田の手記は、日本人の加害に触れた点で注目されていた。応募作を読んだ中野好夫は「特選から佳作に至るまでの各編は、すべて、戦争の加害者としての立場から8月15日を想起したものばかりであった。しかしだたひとりだけ、…加害者の立場からあの日を回顧」した作品がある、として、吉田の手記の一部を紹介していたのである（中野好夫『『私の8月15日』を読んで』『週刊朝日』1963年8月23日号）。

このことが示すように、当時、日本人の間では加害の歴史を論じる者は少なかった。しかし、その後、朝鮮人の労務動員での暴力的な連行、労働現場での虐待、さらに朝鮮人女性を慰安婦としたことについて、日本人の間でも意識されるようになっていった。1965年には朴慶植が記した『朝鮮人強制連行の記録』が未来社から刊行され、これに触発された人びとによる各地の朝鮮人強制連行についての調査がはじめられていた。著書としても、朝鮮人強制連行真相調査団編『朝鮮人強制連行強制労働の記録 北海道・千島・樺太編』現代史出版会、1974年、金賛汀『証言 朝鮮人強制連行』新人物往来社、1975年、などが1970年代にまとめられている。慰安婦に関しても、千田夏光『従軍慰安婦“声なき女”八万人の告発』双葉社、1973年、同『続・従軍慰安婦 償われざる女八万人の慟哭』双葉社、1974年、広田和子『証言記録 従軍慰安婦・看護婦一戦場に生きた女の慟哭』新人物往来社、1975年、金一勉『天皇の軍隊と朝鮮人慰安婦』三一書房、1976年、山谷哲夫『沖縄のハルモニ』晩聲社、1979年などの著作が相次いでいた。もちろん、こうした問題に関心を寄せる日本人は、当時の社会において相対的には少数であった。だが、朴慶植の本がロングセラーとなり、千田夏光が続編を出していることからわかるように、朝鮮人強制連行や慰安婦についての日本人の加害の歴史は、ある程度の読者を獲得しうるテーマになりつつあったことも確かである。そのようななかで、吉田清治は、そうした読者の獲得を意識して、自らは実際に経験したわけではない、朝鮮人の労務動員、慰安婦の動員にかかわる話を盛り込んだ著作を作ってしまったと推測できるのではないだろうか。

もちろん、上記はあくまで推測にとどまる。その推測が当たっているかどうかの検証は、吉田が世を去った今となってはほぼ不可能である。ただし、植民地支配や戦争での加害の歴史がようやくにして議論にのぼるようになり、そこにおいて目に見える著しい人権侵害を取り上げられる傾向があった同時代の状況と「吉田清治証言」との間がまったく無縁であったと見ることも不自然であろう。

12、「吉田清治証言」をめぐる失敗とその教訓

そして、以上のような同時代の状況の中で出版された2つの著作は、日本人の加害の歴史を見据え、朝鮮人労務動員被害者や元慰安婦に対する戦後補償を求める人びとの間でも一定の影響を持つこととなった。また、こうした人びとの展開する各種の活動のなかで、吉田の著作が参照されたり、吉田が直接、証言を行ったりすることもあった。戦後補償問題の先駆的な裁判である樺太裁判（日本政府の責任を問い、樺太残留朝鮮人の本国への帰還を

求めた訴訟)において吉田清治は原告側証人として法廷に立ったし、在日朝鮮人の人権問題を考える市民団体が主催した吉田清治を招いて証言を聞く会が開かれてもいる(それが本稿で検討対象とした、DとFである)。また、国会において、朝鮮人に対する戦時労務動員や従軍慰安婦の動員をめぐる日本政府の責任を追及する際に吉田の著書のことが言及されることもあった(1992年4月1日参議院内閣委員会での吉川春子議員の発言など)。

このような動向は、当時における、吉田清治という存在の、いわば貴重さが大きく関係している。自分の体験として、朝鮮人を暴力的に動員したことを公の場で語る日本人は、当時(それ以後も含めて)吉田のほかにはいなかったのである。しかし同時に、吉田の語り、同時代における日本の加害の歴史に向き合おうとする人びとに受け入れられやすい、さらには自分たちの目標実現のうえで好都合な要素があったという点も無視できないのではないと思われる。

吉田の話の特徴としては、可視的で激烈な暴力が語られているということがある。日本から朝鮮に派遣された軍隊類似の組織が有無を言わず、無差別的に暴力を行使して人を集め、慰安婦の動員では、「役得」としてその業務にあたった軍人が、朝鮮人女性を強姦するといった、通常では考えられない行為を吉田は語っていた。同時代の日本社会では、戦争や植民地に関わる記憶といえば、日本人の被害についてばかりが想起される傾向があったなかで、吉田の語りは、多くの日本人に、自分たちの体験以上に深刻な人権被害が朝鮮人の間にあることを初めて知らしめる可能性を持っていた。それゆえ、加害の歴史に向き合おうとする市民運動関係者らにとって、吉田の語りは、世論喚起のために有効な手段となり得たのである。

そして、吉田の語る動員は、日本国家による命令、関与のあり方が、極めて直接的で明確なものであった。それは軍が県知事に命じ、それを受けて徴用隊が朝鮮の警察や軍人と協力して遂行されたと言うのである。当時—現在でもそうであるが—日本政府は、朝鮮人に対する戦時動員についての自らの責任を認めようとしていなかった。また、朝鮮人労務動員においては、徴用以外の形式は、要員確保の主体は民間の企業であったし、慰安婦については、軍や日本政府の関与は解明されていなかった。これに対して吉田の証言は日本政府の責任を明確に証明しうるものであった。そのことは、戦後補償の実現や植民地支配の反省の確立ともかかわって重要であると、市民運動関係者に考えられたはずである。

もちろん、自分たちの主張を補強するうえで重要な史料や証言があればそれを提示するのは自然なことである。だが、吉田清治の語りは、すでに見たように、少々、戦時動員の法制度、行政機構のあり方などの知識があれば、奇妙さに気が付くような質のものだった。歴史研究を専門的に行って来たわけではない市民にそれを求めるのは無理としても、少なくとも、戦時期を専門とする歴史学者であれば、吉田清治の語りの不自然さや間違い、矛盾を指摘できたはずである。

ところが、日本の加害に向き合おうとする市民運動関係者や歴史研究者の間では、吉田清治証言について(おそらく奇妙さに気付いた者はいたはずだが)、それが信用するに足るものであるかどうかの検討はなされなかった。それが事実を語っていないのではないかという意見が提示されたのは、1992年の時点で秦郁彦によってであった。そして、秦が元慰安婦の被害者を支援する市民運動と距離を置く、「右派的な歴史学者」と見られていたこともあってか、これを契機に「吉田清治証言」を検証しようという動きは、戦後補償の実現や元

慰安婦の支援に取り組む者の間で起こらなかった。そして、2014年8月の朝日新聞の「記事取り消し」に至るまで、「吉田清治証言」がどの程度信憑性をもつのかは、こうした市民運動関係者や歴史学者の間で曖昧に付されていた。

本稿の最初で述べたように、2014年8月の朝日新聞の吉田清治の証言に基づく記事の取り消しを受けて、右派勢力は、声高に「吉田清治の証言とそれをもとにした朝日新聞の報道が日本の名誉を傷つけた」という主張を叫んでいる。さらには、「吉田清治の証言が虚偽であったと判明したので強制連行はなかった」という言説も流布し、それを鵜呑みにする者も一定数いるようである。実際には「吉田清治証言」のみによって「強制連行」や「日本政府の責任」が語られていたわけではないので、右派の主張は不当な攻撃であるし、「吉田清治証言」以外の多数の史料をもとに積み上げられてきた歴史研究の成果が否定されてはならない。

だが、そのような憂慮すべき事態の招来は、早い段階で、日本の加害に向き合おうとする市民運動関係者や歴史学者の間で「吉田清治証言」についての検証が行われ、それが信じるに足りないとの結論が提示されていたら、避けられたはずである。もちろん、そのような意見を現在の時点で表明しても、状況を変えることはできない。

しかし、「吉田清治証言」をめぐる失敗から、教訓を得ることはできるだろう。それは、自分たちの抱いているイメージに合致し、主張を裏付けるうえで都合な、史料や証言であっても、安易にそれに依りかからないことであり、それを活用するにしても、史料批判を行う＝いったんそれをうたがって事実に基づいているのかどうかを検討するべきであるということである。そして、自分たちと政治的主張を異にする者の議論にも傾聴すべき点があり、史実の解明のために必要とあれば、それを参照し、意見を交換していかなければならないということも教訓とすべきであろう。それらは単純で常識的なことでしかない。とは言え、そのことはやはり重要であり、何度も確認しておくべきであろう。なぜならば、まだ、戦時労務動員や慰安婦についての史実については、解明されていないことは多々あると考えられるからである。

付け加えるならば、戦後補償の実現や慰安婦被害者の支援に取り組む市民運動団体関係者や歴史研究者の間で、戦時動員について、「吉田清治証言」に見られるような国家による直接的な命令の実証、官憲による可視的な暴力の強調への執着がなかったかどうかを省みる必要がある。現在においてもなお吉田清治の語ったことが真実であるとの主張が一部でなされているし、吉田清治に依拠しないにせよ、強制連行の有無、官憲の関与が強調される傾向は、加害の歴史に向き合おうとする人びとの間で存在しているように思われる。そしてそれは、国家の直接的な命令があったほうが国家の責任は重く、可視的な暴力のほうがより問題である、というような認識、あるいは少なくともそのようなイメージに基づいているのではないだろうか。

しかし、国家にとって、自らが命令を下さず、直接関与せずに、しかし目標を実現してしまふことのほうが、好ましいケースはいくらでもある。自らが命令を下さないことで、国家は責任を回避することができるからである。また、国家が関与したむき出しの暴力によらずとも、要員確保ができるのであれば、それが望ましいことであり、国家はそうした状態を作り出すための様々な施策を講じている。そして、国家の直接的な命令、暴力によらずに国民を動かすことができる社会に生きる者も多く、多くの抑圧を受けているのであり、目に見えない

被害（例えば心理的な圧迫など）が、目に見える物理的な暴力の被害より小さいとは必ずしも言えない。

もちろん、朝鮮人労務動員、慰安婦の動員についての責任は日本政府、軍に責任があることは否定できないし、そこにおいてむき出しの暴力が行使されたケースはある。しかし、国家による直接的な命令、そのもとでの官憲の目に見える暴力の行使こそが、深刻な被害であるという認識がもし、現在もあってそれにばかりに傾注した場合、歴史の理解は貧弱なものになってしまうであろう。朝鮮人の労務動員、慰安婦の動員を可能とした植民地支配がどのようなものであり、どうして問題かに迫ることができないであろうからである。むしろ、国家の直接的な命令によらず、官憲による物理的な暴力ではないがゆえにある問題を視野に入れて、朝鮮人労務動員、慰安婦の動員について研究を深化させる必要がある。そのことによってこそ、日本の加害に向き合おうとする市民運動や研究者は、「吉田清治証言」をめぐる失敗を克服することになるだろう。